



介護保険法第117条に基づく 市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し

とまこまい

令和3年7月 北海道苫小牧市

重点番号14: 市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し (苫小牧市)

I 現状と課題



< 現 状 >

- 市町村介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定により、**3年を一期**として策定している。
- 計画の策定に当たっては、現状把握のためのアンケート調査や現行計画の取組による効果検証など、**約1年6か月前から**作業を進める必要がある。
- 介護サービスの提供基盤の構築に向けた施設整備等については、3年ごとにその整備計画を定め、**計画期間内で事業者の選定から開設までを完了**させる必要がある。

108

市町村介護保険事業計画とは

市町村介護保険事業計画は、市町村における**地域包括ケアシステムの理念実現を目指す**とともに、**円滑かつ安定した介護保険事業の運営**を行うため、主に次の事項について定めるもの。

- ・ 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保
- ・ 日常生活支援、介護予防、重度化防止に関する施策等
- ・ 介護給付等費用の適正化に関する施策等
- ・ 介護に従事する者の確保及び資質の向上等に向けた施策等
- ・ 認知症である者の自立支援等に向けた施策等
- ・ 高齢者の住まいの確保に向けた施策等
- ・ その他、地域の高齢者福祉に関する施策等
- ・ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量
- ・ サービス見込量に基づく介護保険料の設定
- ・ 介護保険事業会計の財政収支見込み



I 現状と課題



課題 ①

- 3年ごとに計画を策定しなければならず、策定作業には約1年6か月の期間を要するため、肝心の施策・取組に十分に注力することができない。
- 介護予防等の高齢者福祉に係る施策・取組は、一定期間をもって評価・検証すべきものが多い。新たな施策・取組を始めた場合、十分な実施期間がないまま、次の計画における取組内容などを決めなければならない。

→ 計画期間内において十分な効果検証を行うことが難しく、
施策・取組に対するPDCAサイクルを回し、
より効果的な介護施策を推進していくことに支障が生じている。

課題 ②

- 施設整備を進めるに当たっては、計画期間内で事業者選定から開設までを完了させる必要がある。新たな施設の開設時期は、計画期間の最終月に集中している。

→ 計画期間内で完了させるための調整等に業務負担が発生している。
→ 過去には、3年の期間設定により施設整備を見送る事業者も発生している。

I 現状と課題



課題 ①

例) 介護予防に関する取組（一般介護予防事業）

現状



理想

- ・ 計画策定に係る期間を考慮すると、2年程度の取組期間の中でP D C Aサイクルを回す必要があり、**中長期的な視点を取り入れることが難しく**、介護予防教室などの各取組の実施回数等による**短期的な評価しかできていない**。

計画期間の延長により

- ・ P D C Aサイクルを着実に回すための期間が確保され、短期的な評価だけでなく、施策・取組の実施による効果に対し**中長期的な評価を実施することができる**。
- ・ 取組が目的に対して効果的であるかを検証し、より効果的な介護予防を実践することで、**地域の高齢者の健康づくり（健康寿命の延伸等）**につなげることが期待できる。

例) 介護人材確保・介護ICTの活用に関する取組

現状



理想

- ・ 介護人材確保に係る市独自の支援事業を実施しているものの、**人材不足が深刻化**しており、既存事業の検証や新たな取組に向けた十分な検討が実施できていない。
- ・ ICT活用等の新たな取組を求められているが、**十分に取り組むための余力はない**。

計画期間の延長により

- ・ 介護人材確保に係る**既存事業の効果等を十分に検証**するとともに、外国人材の活用を含め、介護学生等の在学中から就業後のフォローアップまでの**長期的な取組の実践も可能となる**。
- ・ ICT活用の推進に当たっては、**事業所等における要望や支障の実態把握**を行うとともに、様々な技術に係る情報収集を行い、事業所等に**積極的な働きかけ**を行うことができる。

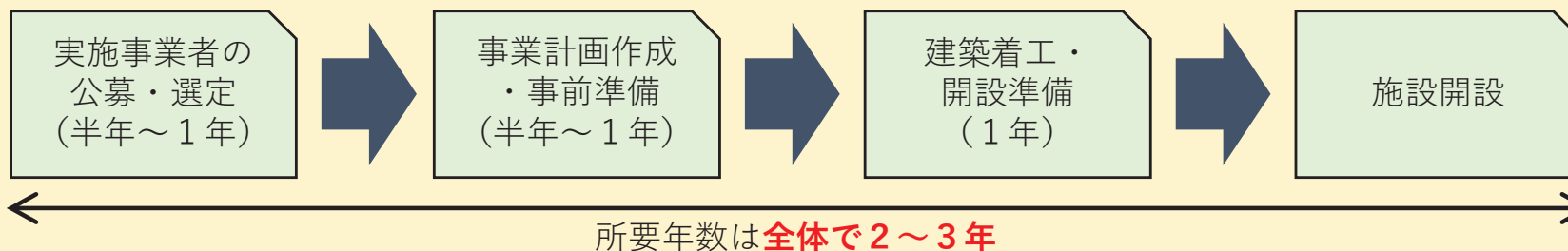
I 現状と課題



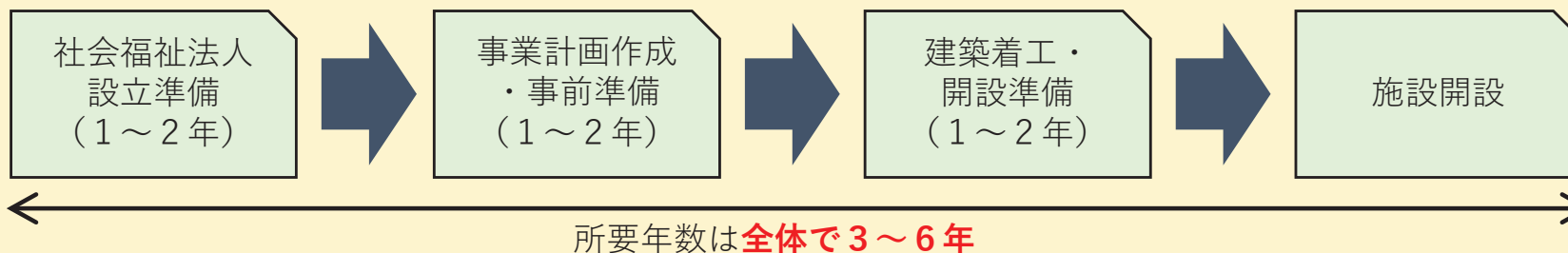
課題 ②

例) 施設整備のモデルケース

< 認知症高齢者グループホーム（地域密着型サービス）の場合 >



< 特別養護老人ホーム（介護保険施設・新規法人設立）の場合 >



- ・ 計画期間内に施設整備を完了するよう取り組んでいるが、部分的な開設となることも。
- ・ 利用定員まで受入可能な運営体制の構築には、計画期間を超過することも。

I 現状と課題



< 3年一期である理由の分析 >

① 介護保険制度の創設

- 平成12年に介護保険制度が創設され、20年以上が経過したところ。
- 創設当初から「走りながら考える」といわれた制度であり、多くの制度改正が行われてきた。
- 計画に大きな影響を与える改正については、新たな計画策定のタイミングで実施されてきた。



これまでの制度運用・改正により、制度の安定化が進んできている。

112

② 介護報酬の改定

- 原則として、**3年ごとに介護報酬の改定**が行われている。＝計画期間と合致している。
- 介護報酬改定は、計画における次の事項に直接関連しており、これにより数値が変動する。
 - ・ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量
 - ・ サービス見込量に基づく介護保険料の設定
 - ・ 介護保険事業会計の財政収支見込み



介護報酬改定に直接関連する事項について改定する必要があるが、計画全体を作り変える必要性には疑問がある。

Ⅱ 提案概要



求める措置の内容

- 市町村介護保険事業計画の計画期間について、**6年を一期**とする。

POINT

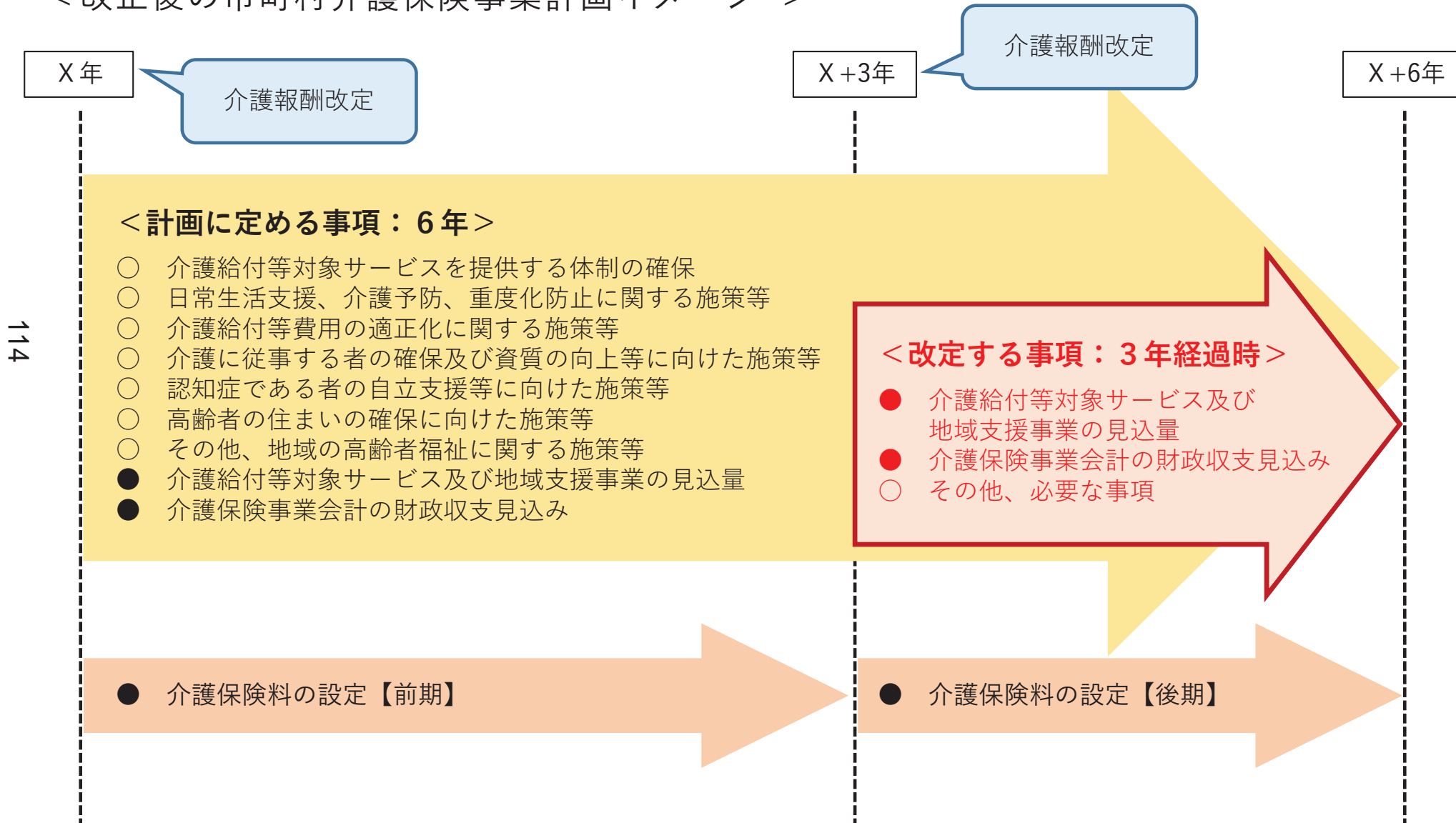
- ・ 3年ごとの介護報酬改定は維持する前提として、**3の倍数年**により計画期間を設定
- ・ 介護保険料の設定を除き、**原則として全ての事項について6年を通して定める**

- 13 ○ 介護報酬改定に直接関連する次の事項については、**3年経過時において改定を行う**ものとする。
 - ・ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量
 - ・ サービス見込量に基づく介護保険料の設定
 - ・ 介護保険事業会計の財政収支見込み
- 特に、介護保険料の設定については、住民生活に大きな影響を与えるものであることに鑑み、**現行どおり3年ごとに設定**を行う。
- その他の事項については、必要に応じ、3年経過時において改定することができるものとする。

II 提案概要



< 改正後の市町村介護保険事業計画イメージ >



Ⅲ 措置による効果



< 措置により期待できる効果 >

- 計画策定に係る行政事務の簡素化及び計画策定に要する期間の短縮化が図られる。

→ 計画に掲げる施策・取組の実践や進行管理に注力することができる。

- 計画に基づき実施する施策等について、十分な実施期間が確保される。

→ 十分な効果検証によるPDCAサイクルを回すことができ、地域の実情等にあわせ、より効果的な施策展開につなげることができる。

- 施設整備に当たり、事業者の選定から開設までの十分な準備期間が確保される。

→ 計画的な施設整備を進めることができ、事業者の参入促進も期待できる。



地域包括ケアシステムの実現・持続可能な介護保険制度の推進